

沖縄県



形式H (医療、福祉)

産業廃棄物実態調査票
(令和元年度実績)【その1】

1. 本調査の対象期間は令和元年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）の1年間です。
なお、期間によっては、別の期間が指定される場合があります。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に宛てて以下の期間にお返しくください。
3. 産業廃棄物（有償で取り扱われた副産物を含む）が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業の概要」欄をご回答いただき、「廃棄物発生の有無」の欄の「2. 発生しなかった」の空欄に○を付けてご返送ください。
4. 本調査における発生の発生量は、排水機投入前の濃縮汚泥の量を記入してください。
5. 別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。

事業所の概要	事業所名 〒	所在地	主診療科目	氏名	FAX番号
事業の概要	従業員数（全事業所記入）	病床数（医療機関のみ記入）	資本金（国・公立以外の医療機関記入）	本事業所の令和2年3月31日現在の従業員数（派遣社員・役員等を含むパート・アルバイトを除く。）を記入してください。	
産業廃棄物発生	令和元年度の1年間に産業廃棄物（有償で取り扱われた副産物を含む）は発生しましたか。該当する番号に○をつけてください。	1. 発生した	2. 発生しなかった	産業廃棄物（有償で取り扱われた副産物を含む）が発生していない事業所に対するアンケートはごまです。	

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、本票裏面の「調査票【その2】」に貴事業所から発生した廃棄物等の状況について記入してください。なお、調査票【その2】では、廃棄物等の発生から中間処理、さらに最終処分（埋立処分あるいは再生利用）されるまでの一連の流れを把握するため、以下の項目についてお聞きしています。

- ◆事業所で不要となったものを「売却」している場合（廃棄物に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。）
- ◆事業所内もしくは処理業者・返品回収業者などで再生利用（リサイクル）している場合
- ◆処理業者に廃棄物や破砕などの中間処理を委託している場合
- ◆事業所内で何らかの処理を行い、自己処分している場合
- ◆事業所内で何らかの処理を行い、処理業者に処分を委託している場合

※この調査票の対象期間は令和元年4月1日～令和2年3月31日の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分状況は個別事項1～4の項に記入してください。

産業廃棄物実態調査票(令和元年度実績)【その2】

①事業所で発生した廃棄物の名称
 廃棄物で白粉を使用している名称を記入してください。
 (印刷用廃棄物分類表)に示した具体名を参照)

②廃棄物の分類番号
 印刷用廃棄物分類表から、該当する4ケタの番号を記入してください。

③年間の発生量(中間処理を行う前の量)
 記入欄の各行ごとに1年間の発生量を、原単位(排水など)の中間処理を行う前の量で記入してください。
 単位は、該当するものを念頭で記入してください。

④自社での中間処理方法
 自社で中間処理した場合は、該当する処理方法の記号を下記の「④中間処理方法」欄から選んで、中間処理の方法欄に記入してください。

⑤中間処理後の量
 中間処理後の残存量を記入してください。
 い、なお、単位は該当するものを選び、念頭で記入してください。

⑥処理・処分方法
 発生した廃棄物(自社で中間処理した場合は、中間処理後の廃棄物)の処理・処分方法を下記の「⑥処理・処分方法コード表」から選んで、その記号を記入してください。

⑦処理・処分先又は再生利用先の名称
 ⑥の処理を行った業者(登記簿上の名称)を記入してください。なお、自社の場合は「自社」と記入してください。

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地
 ⑥の処理を行った業者・施設などの所在地(施設の設置場所)を記入してください。
 ⑦の処理を行った業者・施設などの所在地に該当する番号を下記の「⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地」欄から選んで、記入してください。

⑨委託中間処理の方法
 委託中間処理の方法は、⑦U1と同等の方法で「U1」を記入し、同時に「LXR16」、又は⑥で「U1」に○をつけた場合は、下記の「再生利用」の項目から該当する用途を選び、その番号を記入してください。

⑩委託中間処理後の発生利用・処分方法
 委託先で中間処理された後の発生物の処分方法を、下の①～③から該当する番号を記入してください。

⑪再生利用・最終処分先の名前
 委託中間処理後の廃棄物(残存)の再生利用先、最終処分先の名称を記入してください。
 また、委託中間処理後の残存量を把握できない場合は、数量を記入し、該当する単位を○で記入してください。くわはる範囲で記載です。>

⑫再生利用用途
 ⑩の「処理・処分」の方法で「V1,V2,W」の項目から該当する用途を選び、その番号を記入してください。

⑬再生利用・最終処分先の名前
 委託中間処理後の廃棄物(残存)の再生利用先、最終処分先の名称を記入してください。

区分	①廃棄物の名称	②発生量				単位
		至十	十	百	一	
F2	1	t	m ³			
	2	kg	kg			
	3	t	m ³			
	4	kg	kg			
	5	t	m ³			
	6	kg	kg			
	7	t	m ³			
	8	kg	kg			
	9	t	m ³			
	10	kg	kg			
	11	t	m ³			
	12	kg	kg			

④処理方法		⑤中間処理後量					
1次	2次	3次	原	十	百	一	単位
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			
			万	千			

区分	⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨委託中間処理		委託中間処理後の発生量
				⑩委託方法	⑪委託先	
1	1-2-3	市町	市町			t m ³
2	1-2-3	市町	市町			kg kg
3	1-2-3	市町	市町			t m ³
4	1-2-3	市町	市町			kg kg
5	1-2-3	市町	市町			t m ³
6	1-2-3	市町	市町			kg kg
7	1-2-3	市町	市町			t m ³
8	1-2-3	市町	市町			kg kg
9	1-2-3	市町	市町			t m ³
10	1-2-3	市町	市町			kg kg
11	1-2-3	市町	市町			t m ³
12	1-2-3	市町	市町			kg kg

区分	⑫再生利用用途	⑬再生利用・最終処分先の名前	⑭委託中間処理後の処分		委託中間処理後の発生量
			⑮再生利用	⑯最終処分	
1					t m ³
2					kg kg
3					t m ³
4					kg kg
5					t m ³
6					kg kg
7					t m ³
8					kg kg
9					t m ³
10					kg kg
11					t m ³
12					kg kg

④中間処理方法コード表

A: 焼却
 B: 焼却炉
 C: 焼却炉
 D: 焼却炉
 E: 焼却炉
 F: 焼却炉
 G: 焼却炉
 H: 焼却炉
 I: 焼却炉
 J: 焼却炉
 K: 焼却炉
 L: 焼却炉
 M: 焼却炉
 N: 焼却炉
 O: 焼却炉
 P: 焼却炉
 Q: 焼却炉
 R: 焼却炉
 S: 焼却炉
 T: 焼却炉
 U: 焼却炉
 V: 焼却炉
 W: 焼却炉
 X: 焼却炉
 Y: 焼却炉
 Z: その他

⑥処理・処分方法コード表

①: 焼却
 ②: 焼却炉
 ③: 焼却炉
 ④: 焼却炉
 ⑤: 焼却炉
 ⑥: 焼却炉
 ⑦: 焼却炉
 ⑧: 焼却炉
 ⑨: 焼却炉
 ⑩: 焼却炉
 ⑪: 焼却炉
 ⑫: 焼却炉
 ⑬: 焼却炉
 ⑭: 焼却炉
 ⑮: 焼却炉
 ⑯: 焼却炉
 ⑰: 焼却炉
 ⑱: 焼却炉
 ⑲: 焼却炉
 ⑳: 焼却炉
 ㉑: 焼却炉
 ㉒: 焼却炉
 ㉓: 焼却炉
 ㉔: 焼却炉
 ㉕: 焼却炉
 ㉖: 焼却炉
 ㉗: 焼却炉
 ㉘: 焼却炉
 ㉙: 焼却炉
 ㉚: 焼却炉
 ㉛: 焼却炉
 ㉜: 焼却炉
 ㉝: 焼却炉
 ㉞: 焼却炉
 ㉟: 焼却炉
 ㊱: 焼却炉
 ㊲: 焼却炉
 ㊳: 焼却炉
 ㊴: 焼却炉
 ㊵: 焼却炉
 ㊶: 焼却炉
 ㊷: 焼却炉
 ㊸: 焼却炉
 ㊹: 焼却炉
 ㊺: 焼却炉
 ㊻: 焼却炉
 ㊼: 焼却炉
 ㊽: 焼却炉
 ㊾: 焼却炉
 ㊿: 焼却炉

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地

01: 北海道
 02: 北海道
 03: 北海道
 04: 北海道
 05: 北海道
 06: 北海道
 07: 北海道
 08: 北海道
 09: 北海道
 10: 北海道
 11: 北海道
 12: 北海道
 13: 北海道
 14: 北海道
 15: 北海道
 16: 北海道
 17: 北海道
 18: 北海道
 19: 北海道
 20: 北海道
 21: 北海道
 22: 北海道
 23: 北海道
 24: 北海道
 25: 北海道
 26: 北海道
 27: 北海道
 28: 北海道
 29: 北海道
 30: 北海道
 31: 北海道
 32: 北海道
 33: 北海道
 34: 北海道
 35: 北海道
 36: 北海道
 37: 北海道
 38: 北海道
 39: 北海道
 40: 北海道
 41: 北海道
 42: 北海道
 43: 北海道
 44: 北海道
 45: 北海道
 46: 北海道
 47: 北海道
 48: 北海道
 49: 北海道
 50: 北海道
 51: 北海道
 52: 北海道
 53: 北海道
 54: 北海道
 55: 北海道
 56: 北海道
 57: 北海道
 58: 北海道
 59: 北海道
 60: 北海道
 61: 北海道
 62: 北海道
 63: 北海道
 64: 北海道
 65: 北海道
 66: 北海道
 67: 北海道

⑨委託中間処理方法コード表

A: 焼却
 B: 焼却炉
 C: 焼却炉
 D: 焼却炉
 E: 焼却炉
 F: 焼却炉
 G: 焼却炉
 H: 焼却炉
 I: 焼却炉
 J: 焼却炉
 K: 焼却炉
 L: 焼却炉
 M: 焼却炉
 N: 焼却炉
 O: 焼却炉
 P: 焼却炉
 Q: 焼却炉
 R: 焼却炉
 S: 焼却炉
 T: 焼却炉
 U: 焼却炉
 V: 焼却炉
 W: 焼却炉
 X: 焼却炉
 Y: 焼却炉
 Z: その他

⑩委託中間処理後の処分

10: 焼却
 20: 焼却炉
 30: 焼却炉
 40: 焼却炉
 50: 焼却炉
 60: 焼却炉
 70: 焼却炉
 80: 焼却炉
 90: 焼却炉
 00: 焼却炉
 10: 焼却炉
 20: 焼却炉
 30: 焼却炉
 40: 焼却炉
 50: 焼却炉
 60: 焼却炉
 70: 焼却炉
 80: 焼却炉
 90: 焼却炉
 00: 焼却炉

⑪再生利用

10: 再生利用
 20: 再生利用
 30: 再生利用
 40: 再生利用
 50: 再生利用
 60: 再生利用
 70: 再生利用
 80: 再生利用
 90: 再生利用
 00: 再生利用

⑫再生利用用途

10: 再生利用
 20: 再生利用
 30: 再生利用
 40: 再生利用
 50: 再生利用
 60: 再生利用
 70: 再生利用
 80: 再生利用
 90: 再生利用
 00: 再生利用

注) 12行を超えて記入欄が必要な場合は、あらかじめ用紙をコピーするか、(株)沖縄県環境情報センター(調査機関)まで追加用紙をご請求ください。

廃棄物分類表

表1：感染性廃棄物の分類表

種 類	分類番号	具 体 例
感染性産業廃棄物	2 0 1 8	血液、血清、体液（精液を含む）、血液が付着した綿拭きもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液が付着した実験・手術用手袋等、病態標本物に混入した試験・培養等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した麻プラスチック類等

※菌毒性、毒性、腐食性、腐食性などの有害な性状を有している産業廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

表2：非感染性廃棄物分類表（産業廃棄物）

種 類	分類番号	具 体 例
有機性汚泥	0 2 1 1	検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥（し尿を含む汚泥・消化汚泥は除く）
廃 油	0 3 1 1	糸染機やポンプなどの潤滑油
	0 3 1 2	入浴薬香などの給食に使用した食用油（天ぷら油等）
油	0 3 2 0	アルコール類、ケトン、洗浄油
	0 3 4 0	タンクストラップ、オイルストラップ、オイルトラップ汚泥、油系スカム
廃 酸	0 3 5 0	油の滲みだつたエス、油断くず、酸吸油材
	0 4 0 1	ホルマリン、その他の酸性の廃液
廃 アルカリ性廃液	0 4 0 2	レントゲン写真処理液
	0 5 0 1	検査廃液、その他のアルカリ性の廃液
廃 レントゲン写真処理液	0 5 0 2	レントゲン写真処理液
	0 6 1 4	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
プラスチック製品くず		
木くず	0 8 0 2	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したごみ包用の木材
ゴムくず	1 1 0 0	天然ゴムの器具類、タイヤボデー・サールの手袋など
金 鉄くず	1 2 1 0	鉄くず、ステンラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、タンクくず、空き缶（鉄製のもの）
非鉄くず	1 2 2 0	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
混合金属くず	1 2 3 0	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
ガラスくず	1 3 1 0	白熱電球、密閉ガラス、かん線、ガラスウール、ガラス食器、光学レンズ、理
セラミックスくず		化学用ガラス器具類、薬品ビン
陶磁器くず	1 3 2 0	ガラス用口蓋、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
コンクリート製品くず	1 3 4 0	コンクリート製品くず
ばいじん	1 8 0 0	電気集じん器用塵ダスト、集じん器用塵ダスト
石綿含有産業廃棄物（非飛散性）	2 4 0 0	工作物の屑、改質又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%未満まで含有するもの、ビニール袋・タイル（麻プラスチック類）、スレート板、サイディング、石綿セメント板（がけき類）など
上記以外の産業廃棄物		
紙くず	0 7 0 1	印刷用紙、除ホール、コピー用紙、雑誌、新聞紙
生ごみ（厨芥類）	1 0 0 3	調理くず、食器の破版、弁当の破版、茶殻など
紙おむつ	9 0 8 0	紙おむつ（感染性汚染の分類に従って、感染性でないとは判断したものを）
蛍光灯	4 0 1 3	蛍光灯

表3：非感染性廃棄物分類表（特別管理産業廃棄物）

種 類	分類番号	具 体 例
引火性廃油	0 3 1 8	揮発油類、灯油類、軽油類
腐食性廃油	0 4 0 8	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0 5 0 8	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃液
特定有害汚泥	0 2 1 9	特定有害物質を含む汚泥
特定有害廃油	0 3 1 9	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃酸	0 4 0 9	特定有害物質を含む酸性廃液
特定有害廃アルカリ	0 5 0 9	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害ばいじん	1 8 0 9	特定有害物質を含むばいじん
廃PCB等	7 4 1 9	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物

★この調査票の対象期間は令和元年4月1日～令和2年3月31日の1年間です。この期間中の事業系食品廃棄物等に関する調査事項(1～4)について記入してください。

産業廃棄物実態調査票(令和元年度実績)【その3】

※事業所で発生した事業系食品廃棄物等の調査です。

①業種の選定
該当する業種に○を記載して下さい。(複数選択可)

※食品小売業及び外食産業から廃棄される食品は、通常一般廃棄物として扱われますが、事業系食品廃棄物等の実態を網羅的に把握するため、調査対象業者として下記に該当する業種におきましては、本調査への参加力をお願い申し上げます。

②期間の発生量(中間処理を行う前の量)
各付この1年間の発生量を記入してください。
該当する単位に、必ずのをつけてください。
※注:単位の選択ミスがないよう、お気を付けて下さい。

発生量の内訳		②年間発生量			
		百	十	千	単
		万	万	万	位
事業系食品廃棄物等のうち可食部(食品ロス)					t m ³
事業系食品廃棄物等のうち不可食部					kg m ³

業者の選定					
区分	業種	区分番号	業種	区分番号	業種
区分	業種	区分	業種	区分	業種
分類	業種	分類	業種	分類	業種
番号	業種	番号	業種	番号	業種
1	焼肉食品製造業	11	茶・コーヒー製造業	20	惣小売業
2	水産食品製造業	12	その他の食品製造業	21	菓子・パン小売業
3	製菓・洋菓・菓子製造業	13	製菓・洋菓・菓子製造業	22	その他飲食料品小売業
4	産肉食品製造業	14	調味料・水産製菓	23	飲食店
5	調味料製造業	15	飲料・飲料用食品	24	持ち帰り・配達飲食サービス業
6	粉類・穀類	16	その他食品卸売業	25	沿海旅客船運業
7	パン・菓子製造業	17	各種食品小売業	26	内陸小売業
8	動物油脂製造業	18	野菜・果実小売業	27	結婚式場業
9	清涼飲料製造業	19	惣小売業	28	旅館業
10	酒類製造業	29	その他外食産業	29	その他外食産業

③事業系食品廃棄物等の発生量
事業系食品廃棄物等のうち可食部(食品ロス)
事業系食品廃棄物等のうち不可食部

④業種の選定
該当する業種に○を記載して下さい。(複数選択可)

⑤食品ロスの発生要因別割合
食品ロスの発生要因について、割合(単位はパーセント)を記載して下さい。
(少数第1位を四捨五入)まで記載して下さい。
※注:新商品販売や価格変更に合わせて店頭から撤去された食品
3分の1ルール:最速日から賞味期限までの合計日数の3分の1を経過した日付までを納品可能な日とし、3分の2を経過した日付までを販売可能な日(販売期限)とする簡便的なルール。

食品ロスの発生要因別割合		③要因割合	
発生要因の内訳		単位	
消費・賞味期限切れや鮮度が落ちたことにより、製造・調理に利用できなくなった食材・商品			%
試作品、検査品、サンプル			%
製造過程及び流通過程での汚損・破損などによる廃棄物			%
定額カット時の廃棄期限切れ、3分の1ルール等、慣行的に返品又は廃棄されたもの			%
食べ残し			%
その他			%

食品ロスの主な食品に対する割合		④食品割合	
主な食品の内訳		単位	
野菜			%
果物			%
肉			%
惣菜・すし・弁当			%
調味料			%
粉類			%
いも類			%
パン類			%
冷凍調理食品			%
醸造品			%
その他食料品(※)			%

※その他食料品が複数ある場合、かつこの内には、主な食品を記載して下さい。
【主な食品の例示】
菓子類・めん類・菓類・製粉・動物油脂
他類(食料品)類...清涼飲料水...水産物...など

〈調査票の記入要領・記入例〉

※この資料には、調査票の具体的な記入例が記載してあります。
 ※お手数ですが、この「記入例」を参考にして調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、ご返送くださいますようお願いいたします。
 ※本調査に関するお問い合わせは、（株）沖縄環境地域コンサルタント（**調査専用ダイヤル 098-878-1501**）へお願いいたします。
 ※ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合もありますので、必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。

調査票【その1】の記入要領・記入例

■部分を参考にして、調査票【その1】を記入してください。

事業所名	(株)△△△商店				
所在地	〒xxxx-xxxx 那覇市△-□□				
業種	小売業		主業務内容	△△の販売	
ふりがな	おきなわ たろう				
記入者部・課名	〇〇部 〇〇課		氏名	沖縄 太郎	
電話番号	□□□□	-	□□	FAX番号	□□□□ - □□ - □□□□
事業の概要	従業者数(全事業所記入)		資本金(全事業所記入)		
	令和2年3月31日現在 の従業者数(派遣社員、役員等を含む。パート・アルバイトを除く。)を記入してください。		本社を含む全体 (令和2年3月31日現在)		
	千 億	十 億	千 万	十 万	円
	3	0	0	0	0
廃棄物の発生有無	令和元年度の1年間に産業廃棄物(有償で取引された副産物を含む)は発生しましたか。該当する番号に○をつけてください。				
	① 発生した		2. 発生しなかった		

<調査票の記入要領・記入例【その2】>

調査対象期間
 ●この調査の対象期間は、令和元年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分状況は、質問①～④の流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物
 ●この調査では、調査票が交付された事業所及び発生した廃棄物等が記入の対象となります。
 ●廃棄物の分類については、裏面の「廃棄物分類表」を参照してください。

発生量について
 ●発生した廃棄物の「名称」と「発生量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」を答えください。
 ○自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。（記入例Dを参考にしてください）
 木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合は、「年間焼却発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、焼却前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「③中間処理量」となります。

○自社で脱水している場合は、発生した廃棄物とは脱水前のものです。
 汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機に投入された1年間の量が「③年間焼却発生量」となります。なお、脱水前の量と脱水後の量との差が「④脱水後の汚泥発生量」です。
 <式>：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥発生量）×（100％－脱水後の含水率％）÷（100％－脱水前の含水率％）

●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
 ○廃紙、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流する場合に中間処理した場合は、記入 → 中間処理後の「汚泥」を発生量とします。
 ○浄化槽水を地下水に注ぎ出した場合は、浄化槽水と「浄化槽」と「浄化槽水」を別々に記入していただきます。

調査票【その2】の記入例

太字の部分の記入例を参考に調査票【その2】を記入してください。

①廃棄物の名称
 ●該当する単位に、必ず○をつけてください。
 ●裏面「廃棄物分類表」を参考にしてください。
 ●※注：単位の選択ミスがないよう、お気を付け下さい。

区分 記号	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間焼却発生量				単位	④中間処理量	⑤処理方法	⑥処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑦処理・処分先又は再生利用業者ではなく、処分業者名を記入してください	⑧処理方法 1次 2次 3次 処理 処理 処理	⑨焼却後の処分方法 1 焼却 2 埋立処分 3 委託先へ搬入処分	⑩廃棄物の種類 委託先へ搬入後の 残重量	
			百	十	千	万									十
記入例A	OA用紙	0701	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kg
記入例B	紙くず	0701	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kg
記入例C	天から油	0912	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kg
記入例D	プラスチック	0614	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kg
記入例E	木くず	0801	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kg
記入例F	入	0801	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kg

記入例A
 ●当事務所では、紙くずが発生している。
 ●このうち、使用済みOA用紙は1日3kg程度のため、年間すると750kgとなる。この使用済みOA用紙は那覇市にある焼却口に売却した。
 ●売却先では、紙原材料として再生利用されている。
 ●その他の紙くずは年間500kgで、那覇市の可燃ごみの収集日に出している。
 ●収集された紙くずは、那覇市の保有する焼却処理施設で中間処理され、その燃え灰は同じく市が保有する埋立処分に処分された。

記入例B
 ●月平均一斗缶5本程度の天から油が発生した。
 ●重量換算すると年間に1,080kg(18kg×5本×12ヶ月)である。
 ●これは、中環新西原町の再生業者××商店に処理を委託した。
 ●相手先では、中間処理後、石炭の原料として再利用している。

記入例C
 ●プラスチック製品くずが500kg発生した。
 ●これは、沖縄市の粉××に委託した。
 ●委託先では焼却処理し、焼却灰は同じ沖縄市の●●(有)で埋立処分している。

記入例D
 ●木くずが年間10t発生した。
 ●自社の焼却炉で全て焼却した。
 ●焼却灰は、500kg程度で糸満市にある焼却口に埋立処分を委託した。

記入例E
 ●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問⑩の欄から行を分けて記入してください。
 ●廃棄物量(トン)又はkg(キログラム)以外の単位で把握している場合は、できる限り重量換算して記入してください。また、個数や本数の場合も「個当たり」の重量等より換算してください。
 ●委託処理については、マネージャーズ・委託契約書等を参考に記入してください。
 不明な点は、具体的な内容を業者に確認して記入してください。

④中間処理方法コード表

⑤処理・処分先コード表

⑥焼却・処分先コード表

⑦委託先情報処理方法コード表

⑧再生利用用途コード表

⑧処理・処分先又は再生利用業者の所在地

⑨焼却・処分先又は再生利用業者名を二記入ください

⑩処理方法

⑪焼却後の処分方法

⑫委託先情報処理後の残重量

廃棄物分類表

種 類	分類番号	具 体 例
汚泥 (泥状のもの)	0 2 1 1	活性汚泥(余剰汚泥)、ビルビット汚泥(し尿を含むものは除く)、その他泥状を呈する有機性廃棄物 など
	0 2 2 1	研磨汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物、砂利洗浄汚泥 など
廃油	0 3 1 1	エンジンオイル、機油、切削油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料 など
	0 3 1 2	食堂や飲食店等の調理に使用した天ぷら油、サラダ油、ごま油 など
廃酸	0 4 0 1	廃液で酸性を呈するもの
廃アルカリ	0 5 0 1	廃液でアルカリ性を呈するもの
廃プラスチック類	0 6 1 4	発泡スチロール、発泡スチロール等の発泡材を有用プラスチックヘルト、トレー類、ラップ類、ビニール類、ナイロン、フィルム など
廃タイヤ	0 6 2 5	大型車用廃タイヤ
	0 6 2 6	普通車・軽自動車用廃タイヤ
紙くず	0 7 0 1	印刷用紙、段ボール、コピー用紙、雑誌、新聞紙 など
木くず	0 8 0 1	ベニヤ、おがくず、かんなくず、大型の家具、建具 など
0 8 0 2	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材	
繊維くず	0 9 0 0	布類、裁断くず、クロス、カーペット、綿くず、糸くず など
生ごみ(厨芥類)	1 0 0 3	調理くず、食堂の残飯、弁当の残飯、茶殻など
ゴムくず	1 1 0 0	ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金 属 く ず	1 2 1 0	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、フリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの) など
	1 2 2 0	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶 など
	1 2 3 0	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コ ンクリートくず 及び陶磁器くず	1 3 1 0	空き瓶、窓ガラス、その他のガラス類 など
	1 3 2 0	陶器類、煉瓦、瓦、土管 など
	1 3 4 0	コンクリート製品くず
石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2 4 0 0	工作物の削棄、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿その重量の0.1%を超えて含有するもの、ビニール板タイル(廃プラスチック類)、スレート板、サイディング、石綿セメント板(カケキ類) など
廃家電品	4 0 1 0	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン など
蛍光灯	4 0 1 3	蛍光灯
店内装飾用品	6 0 1 1	店内装飾用品(陳列棚、看板ボード等)
事務用品	6 0 1 2	事務用品(事務用机、椅子、棚類)

沖 縄 県

産業廃棄物に関する排出事業者意識調査票

ご回答記入日：令和3年 月 日

産業廃棄物意識調査と併せて返信用封筒（封入不要）をご返送をお願いします。

問1 産業廃棄物の発生抑制（リデュース）の取組状況について

ここで発生抑制とは、製品の製造・加工、流通・販売、工事現場での施工・解体等の工程内で生じる産業廃棄物等（副産物等を含む）に対して、製造・流通・工程・原材料・燃料・設計・施工など取組のシステムを見直し、削減することによって、産業廃棄物等そのものの発生量を減らすこと系になります。

(1) 貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）では、産業廃棄物の発生抑制に、取組んでいますか。該当する番号に1つO印をつけてください。

- 1 自社で取り組んでいる
 - 2 他社（リサイクル業者等）に委託している → (2) ^
 - 3 自社、他社両方で取り組んでいる
 - 4 今後取組む予定（現在は取り組んでいない）
 - 5 取組んでいない（今後取組む予定はない） → (3) ^
- (2) 上記(1)で、1～4のいずれかにO印をつけた方にお聞きします。それほどのような取組みですか。該当する番号にO印（複数回答可）をつけてください。
- 1 産業廃棄物の少ない原材料、機器、製品等の使用による排出抑制
 - 2 産業廃棄物の少ない設計・工法の採用
 - 3 包装材・梱包材の使用量の削減（廃止）
 - 4 長寿命化を考慮した製品等の設計・製造
 - 5 分別の観点による排出抑制
 - 6 ISO14001又はISOアークション21、環境報告書、環境会計等の取組の推進
 - 7 その他（具体的に：）

(3) 上記(1)で、「5 取組んでいない（今後取組む予定はない）」にO印をつけた方にお聞きします。それほどのような取組みですか。該当する番号にO印（複数回答可）をつけてください。

- 1 人的な余裕がない
- 2 費用がかかると
- 3 技術的、物理的に困難（分別が困難、有害物質を保有）
- 4 発生量が非常に少ない
- 5 その他（具体的に：）

問2 産業廃棄物等の中間処理による減量化（減容化を含む）の取組状況について

(1) 貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）では、産業廃棄物等の中間処理による減量化・減容化（委託業者による処理を含む）に取り組んでいますか。該当する番号に1つO印をつけてください。

- 1 取り組んでいる → (2) ^
- 2 今後取組む予定 → (2) ^
- 3 取組む予定はない → 問3 ^

(2) 上記(1)で、「1 取り組んでいる」、「2 今後取組む予定はない」のいずれかにO印をつけた方にお聞きします。それほどのような方法ですか。該当する番号にO印（複数回答可）をつけてください。

- 1 焼却（焼成、溶融を含む）
- 2 破砕
- 3 破砕・分選
- 4 脱水
- 5 天日乾燥
- 6 機械乾燥
- 7 固形化、固北
- 8 中和
- 9 その他（具体的に：）

(3) 上記(2)で、「1 焼却にO印をつけた方にお聞きします。焼却に伴って熱回収を行っていますか。該当する番号にO印をつけてください。

ここで熱回収とは、ボイラー又は熱交換器等を用いて、発電あるいは製品等の乾燥・蒸餾、湯内・湯槽施設での給湯・冷暖房等の熱源利用を行うことをいいます。

- 1 自社で単独焼却している
 - 2 自社で熱回収を行っている
 - 3 委託先で単独焼却している
 - 4 委託先の認定熱回収施設設置者*で熱回収を行っている
 - 5 委託先で熱回収を行っている（認定熱回収施設設置者以外）
- *廃棄物処理法第15条の3第3項の認定を受けた事業者。（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsi/kaishi.html>）

問3 産業廃棄物等のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況について

(1) 貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）では、産業廃棄物等のリユース、リサイクル（委託業者による処理を含む）に取り組んでいますか。該当する番号に1つO印をつけてください。

- 1 取り組んでいる → (2) ^
- 2 今後取組む予定 → (2) ^
- 3 取組む予定はない → (3) ^

(2) 上記(1)で、「1 取り組んでいる」、「2 今後取組む予定はない」のいずれかにO印をつけた方にお聞きします。それほどのような方法ですか。該当する番号にO印（複数回答可）をつけてください。

- 1 リサイクルを考慮した廃棄物等の分別
 - 2 リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計、製造
 - 3 自社製品の原料・副原料としてのリユース
 - 4 自社製品での水平リサイクル*
 - 5 他社製品の原料・副原料としてのリサイクル
 - 6 使用済製品・再生品等の調達（グリーン購入）
 - 7 その他（具体的に：）
- *水平リサイクルとは、使用済製品等を原材料として用いて同一種類の製品を製造することです。

(3) 上記(1)で、「3 取組む予定はない」にO印をつけた方にお聞きします。それほどのような理由ですか。該当する番号にO印（複数回答可）をつけてください。

- 1 人的な余裕がない
- 2 費用がかかると
- 3 技術的、物理的に困難（分別が困難、有害物質を保有）
- 4 発生量が非常に少ない
- 5 情報（リサイクルルート、技術情報等）がない
- 6 その他（具体的に：）

問4 電子マネーエストの使用について

- (1) 電子マネーエスト導入のメリットは次のとおりとされています。
- 入力等の操作が簡単で手順がわからない ● マネーエスト交付等迅速報告が不要
 - マネーエストの存在が不要 (保管スペースも不要)
 - 排出者及び処理業者の相互チェックにより不適切なデータの登録・報告を防止できる
 - 記載漏れを防止できる ● マネーエスト紛失の心配が不要 など

排出、真事業所では、電子マネーエストを使用していますが、該当する番号に1つ0印をつけてください。

- 1 すでに電子マネーエストを使用している
- 2 一部、電子マネーエストを使用している → (2) ^
- 3 全てに電子マネーエストを使用している
- 4 委託処理をしていないので、電子マネーエストは使用していない

(2) 上記(1)で「3 全てに紙マネーエストを使用している」に0印をつけていただいております。将来的には、電子マネーエストを使用する予定はありますか。該当する番号に1つ0印をつけてください。

- 1 すでに電子マネーエストを使用する予定
- 2 一部、電子マネーエストを使用する予定
- 3 多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する → (3) ^
- 4 使用する予定はない
- 5 その他 (具体的に)

(3) 上記(2)で「3 多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する」に0印をつけていただいております。どのような環境が整えば電子マネーエストを使用してみようと考えますか。該当する番号に1つ0印をつけてください。

- 1 電子マネーエストがさらに普及すること (処理業者の加入率が高くなること など)
- 2 加入手続きがより簡単になること
- 3 費用でメリットを感じる事ができること
- 4 その他 (具体的に)

(4) 平成29年度の法改正により、特別管理廃棄物を年50トン以上排出する事業者には、電子マネーエストの利用が義務づけられました(令和2年4月1日施行)。これにもともたず、義務化の対象事業者と契約を結ぶ場合は、処理業者も電子マネーエストを使用しなければなりません。このことを知っていましたか。該当する番号に0をつけてください(知っている場合は複数回答可)。

- 1 知らなかった
- 2 関係官公庁からの通知等により知っている
- 3 関係団体等からの連絡等により知っている
- 4 関係業界紙、情報誌等により知っている
- 5 その他の方法より知っている (どのような方法ですか)

※ 電子マネーエストについての詳しい情報は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ (<https://www.jmnel.or.jp/jmnel/index.html>) をご覧ください。

問5 将来の排出量の見込みについて

(1) 真事業所(事務所、工場、作業所、工事現場等を含む)の、今後2～3年間の排出量の見込みは、どのようにお考えでしょうか。該当する番号に1つ0印をつけてください。

- 1 かなり増加する見込みである (5%以上の増加を見込んでいる。)
- 2 多少は増加する見込みである (1～4%程度の増加を見込んでいる。)
- 3 あまり変わらない (0%前後の増減を含む)
- 4 多少は減少する見込みである (1～4%程度の減少を見込んでいる)
- 5 かなり減少する見込みである (5%以上の減少を見込んでいる)

(2) 上記(1)で、新型コロナウイルスの感染拡大防止による影響は、どのようにお考えでしょうか。該当する番号に1つ0印をつけてください。

- 1 かなり影響がある
- 2 多少は影響がある
- 3 あまり影響はない

問6 その他ご意見等

産業廃棄物の処理等に関する課題・問題点、県に対する要望等、ご自由にお書き下さい。
※産業廃棄物処理に関するご意見等につきましては、10ページの「お問い合わせ」欄にお書き下さい。

IV. 産業廃棄物の制度について

(4) 排出抑制・リサイクルの奨励策として具体的にどのようなことをしていますか。当ではまる番号に全て〇をつけてください。(複数回答可)。
「5」に〇をつけた場合自身納税内容を記入してください。(複数回答可)。

<奨励策の内容>

1. 製造工程の見直しや変更
2. 生産量の販路拡大
3. 再資源化促進のための受入基準に適合させるための分別の徹底
4. 焼却処理以外の中間処理への委託
5. その他 (具体的に)

→ 設問 (6) ^

(5) 上記(1)で「4」に〇をつけた方の方にはお尋ねします。排出抑制・リサイクルに取組んでいない理由は何ですか。当ではまる番号に全て〇をつけてください。
「7」に〇をつけた方は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)。

<取組んでいない理由>

1. 再資源化の技術等が確立されていない
2. 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や設備体制が整備できない
3. 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れがない
4. 焼却処理や埋立処分の方が費用が安い
5. 社内の協力が得られない
6. 消費者・取引相手等の青年製品等に対する利用意識が育たない
7. その他 (具体的に)

→ 設問 (6) ^

(6) 産業廃棄物の廃入により、事業場所などのような経営上の影響があったとお考えですか。当ではまる番号に全て〇をつけてください。(複数回答可)。

<経営上の影響>

1. 排出抑制やリサイクル等の奨励の結果、処理コスト増額につながった
2. 排出抑制やリサイクル等の奨励の結果、会社のイメージ向上につながった
3. 排出抑制やリサイクル等の奨励の結果、社員の意識改革につながった
4. 排出抑制やリサイクル等に取組むことしたが、結果的に税負担増が負担増となった
5. 排出抑制やリサイクル等に全く取組まなかったため、税負担増が負担増となった
6. 事業費等の負担により、負担増を押し返した
7. その他 (具体的に)

→ 設問IV ^

(1) 産業廃棄物は、同様の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。このため、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金には、中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁(処理金に上乗せ)されると想定しています。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、当てはまると思う番号に1,2,3,4,5をつけてください。

<税の転嫁の状況>

1. 転嫁が行われている
2. 転嫁が行われていない業者がいる
3. 転嫁が行われていない
4. わからない

→ 設問 (2) ^
→ 設問 (2) ^
→ 設問 (3) ^
→ 設問 (3) ^

(2) 上記(1)で「1」、「2」に〇をつけた方の方にはお尋ねします。中間処理業者からの税の転嫁の状況について、残さの量に合わせた的確な課税相当額(最終処分量に対し1000円/トン)が転嫁されていると思えますか。当ではまると思う番号に1,2,3,4,5をつけてください。

<税の転嫁の状況>

1. 的確な課税相当額が転嫁されている
2. ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている
3. あまり的確な課税相当額が転嫁されていない
4. 課税相当額の転嫁が全く的確でない
5. わからない

→ 設問 (3) ^

(3) 産業廃棄物は、現在、産業廃棄物の最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入するという納税方式をとっています。(ただし、自己処理は申告 納付方式)この納税方式についてどうお考えですか。当ではまる番号に1,2,3,4,5をつけてください。
「3」に〇をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

<納税方式>

1. 妥当な納税方式である
2. わからない
3. 現在の納税方式は妥当ではない

理由 (具体的に)

→ 設問IV ^

令和2年度
沖縄県産業廃棄物実態調査報告書
(令和元年度実績)

調査主体 : 沖縄県環境部 環境整備課

調査委託先 : 株式会社 沖縄環境地域コンサルタント

〒901-2132

沖縄県浦添市伊祖 1-22-3 2F

TEL (098) 871-1135

FAX (098) 871-1136
